

答 申 第 1 号
平成14年11月7日

佐賀市長 木 下 敏 之 様

佐賀市情報公開審査会
会長 村 上 英 明

佐賀市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年7月31日付佐市総第376号及び同日付佐市総第377号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1. 「市議会議員等の要望，問い合わせに対する処理報告書（No. 0 - 1 から平成14年4月末までのもの）」についての部分公開決定に対する異議申立事案
2. 「市議会議員等の要望，問い合わせに対する処理報告書（No. 73 から平成14年6月末までのもの）」についての部分公開決定に対する異議申立事案

答 申

1. 審査会の結論

「市議会議員等の要望，問い合わせに対する処理報告書（No. 0 - 1 から平成 1 4 年 4 月末までのもの，及び No. 7 3 から 6 月末までのもの）」（両者は記載された時期が異なるにすぎないことから，以下，両者を併せて「本件情報」という。）については，部分公開決定処分を取り消し，議員の氏名及び会派名を公開することが妥当である。

2. 異議申立ての趣旨と経緯

（1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，本件情報の公開請求に対する実施機関の部分公開決定処分の取消しを求めるというものである。

（2）異議申立ての経緯

異議申立人は，佐賀市長（以下，「実施機関」という。）に対して，「市議会議員等の要望，問い合わせに対する処理報告書」の No. 0 - 1 から平成 1 4 年 4 月末までのものについて平成 1 4 年 5 月 1 0 日，同 No. 7 3 から 6 月末までのものについて平成 1 4 年 7 月 2 日，各々佐賀市情報公開条例（以下，「条例」という。）第 5 条に基づき公開請求を行なった。

これに対して実施機関は，本件情報には，個人の氏名，住所等が記載されており，公開することによって特定の個人が識別され，また法人に関する情報としての会社名，住所等が記載されていることから，条例第 6 条第 2 号及び第 3 号の規定に該当すると判断して，前者については平成 1 4 年 5 月 2 4 日，後者については平成 1 4 年 7 月 1 6 日に，部分公開決定（佐賀市指令総第 2 3 号及び同第 3 2 号）を行なった。

このため異議申立人は，これを不服として，前者については平成 1 4 年 7 月 2 日，

後者については平成14年7月26日、各々の部分公開決定処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3. 異議申立人および実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張の要旨

議員氏名が、条例第6条第2号の「特定の個人が識別され、又は識別され得る」ということを理由に非公開とされた。

議員活動している議員の氏名が、特定の個人が識別される、あるいはされ得る情報として非公開とした市長の決定は不当である。

議員が本会議や委員会以外における活動として、調査研究、施策に係る情報収集、市職員との折衝などの、個々に行動した行為に関する情報は、個人的活動であっても当該議員の議員職上に係るものであり、私的生活上のプライバシー保護に相当する個人情報とは見做されない。ゆえに、議員個人に関する情報の、氏名及び会派名は、プライバシーが侵害され、身体に危害を及ぼす恐れがあって私生活を不当に侵害する情報には当たらず、条例第6条第2号ただし書「公務員の職務遂行に係る情報」に照らして公開されなければならない。

(2) 実施機関の主張の要旨

議員が市に対して要望、問い合わせを行う行為は、あくまでも各議員の判断により自主的に行っているものであり、その行為自体は法的根拠を有せず、また、市側の要望の取扱いについても市民等が行う要望等と確たる相違はない事を勘案すると、当該議員として分任し、責任を分担する職務の遂行にはあたらないと考える。

そのため、要望、問い合わせについては、市議会議員の地方公務員の特別職としての職務遂行に係る情報とはいえ、条例第6条第2号ただし書に規定する「公務員の職務の遂行に係る」情報には該当しないため、議員名及び会派名については非公開とするものである。

4. 審査会の判断

- (1) 本件情報は、議員等の行政に対する要望、提案、問い合わせなどを記録したものであり、したがってそれらを行った議員の氏名及び会派名が記載されている。
- (2) 条例第6条第2号は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」が記録されている場合には当該公文書を非公開にできるが、例外的に公開する場合の一つとして、「公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名」（ただし書工）を挙げている。
- (3) 実施機関は、本件情報に記載された議員の行為は議員の判断により自主的に行なわれたものであり、その行為自体は法的根拠を有さず、また市民等が行う要望等と相違はないことから、議員の職務の遂行にはあたらず、したがって条例第6条第2号ただし書工に規定する「公務員の職務の遂行に係る」情報には該当しないと見て、本件情報の中の議員名及び会派名については非公開とした。
- (4) そこで審査会は、議員のこれらの行為が、条例第6条第2号ただし書工に規定する「公務員の職務の遂行に係る」情報に該当するか否かについて検討した。

本件情報に記載された議員の行為を内容的にみると、要望、提案、問い合わせ、相談などさまざまなものがある。これらの要望、問い合わせ等の行為は、なるほど地方自治法などに法的に規定された権限ではないが、市民の代表である議員が住民の要望等を代弁するかたちで行われたものであり、したがってそれらは議員個人の私的な行動とは言い難く、むしろ議員の公的な職務の一環として行われたものとみなすのが適切である。

また、要望等の中には特定の個人等に有利な計らいを求めるような行為もあるが、それらは議員という立場で行われたものであるから、同様に議員個人の私的な行為とすることはできないと解される。

他方、議員本人及び同居の親族の依頼に基づく要望、問い合わせなどは、それらの私生活に関わる問題を含むこともあり、必ずしも議員の公的な職務行為とは言えないことも考えられることから、これらの情報についてはその内容によっては非公開とすることができる。しかし、本件においてはかかる情報は見られなかった。

(5) 以上のように、本件情報に記載された議員の行為は、議員の資格で行った公的な職務行為、あるいは議員の立場で行われた行為であることから、議員の職務の遂行にあたる。したがって、議員の氏名及び会派名は条例第6条第2号ただし書に規定される「公務員の職務の遂行に係る」情報に該当し、公開することが妥当である。

ただし、本件情報の中には、本市の市議会議員のほか、国及び他の地方公共団体の議員、議員の秘書、元議員の氏名及び会派名が含まれているが、元議員は公務員でないことからその氏名を除き、議員の秘書については議員の氏名に限り、公開することが妥当である。

5. 審査会の異議申立て処理経過

審査会は、本件諮問について、次のように審査を行った。

平成14年7月31日	実施機関から諮問書を受理
	実施機関からの意見聴取、審査(第1回審査)
8月20日	審査(第2回審査)
9月25日	異議申立人からの意見聴取、審査(第3回審査)
10月16日	審査(第4回審査)、答申案の検討
11月6日	審査(第5回審査)、答申の決定